

平成20年第2回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成20年6月10日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年6月10日
4. 応召議員

1番	小林 一則 君	2番	風口 尚 君
3番	山本 静一 君	4番	高木 市郎 君
5番	鈴木 加奈子 君	6番	東谷 富雄 君
7番	小林 豊 君	8番	中瀬 信之 君
9番	山口 和宏 君	10番	奥川 直人 君
11番	野口 繁 君	12番	川西 元行 君
13番	前川 夫 君	14番	中野 勇 君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村 修一 君	副町長	坪井 信義 君
教育長	見並 健一 君	会計管理者	森島 千里 君
総務課長	中郷 徹 君	税務住民課長	松田 幸一 君
生活福祉課長	林 裕紀 君	上下水道課長	小林 一雄 君
建設産業課長	前田 浩三 君	教育事務局長	辻 誠 君
農林商工課長	田畑 良和 君	病院老健事務局長	田間 宏紀 君
総務担当課長補佐	田村 優 君	政策財政担当課長補佐	中村 元紀 君
教育委員長	松田 隆作 君	監査委員	松田 隆生 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南 友敬 君	同書記	高井 美江 君
同書記	中川 泰成 君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸報告

- 第 4 . 議案第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 . 議案第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 . 議案第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 . 議案第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 . 議案第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 . 議案第 4 1 号 玉城町敬老祝金支給条例の制定について
- 第 1 0 . 議案第 4 2 号 町税条例の一部改正について
- 第 1 1 . 議案第 4 3 号 玉城町福祉年金支給条例の一部改正について
- 第 1 2 . 議案第 4 4 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 . 議案第 4 5 号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 . 議案第 4 6 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 1 5 . 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 6 . 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 7 . 議案第 4 9 号 平成 2 0 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

(午前 9 時 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。よって、平成 2 0 年第 2 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

町長(辻村修一君)平成 2 0 年第 2 回玉城町議会定例会の開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。先日の田丸城址のクリーン作戦では、議長はじめ議員の皆さん方にも、ご参加を頂きまして総勢約 7 0 0 人の皆さん方で清掃活動を実施頂きました。ご案内のように今年は村山龍平翁からこの田丸城址をいただいて 8 0 年を迎えた年ということをございまして、この 1 年をかけましているんな取り組みを進め、そして子供たちや住民の皆さん方がより、このふるさとを大切にしていこうという意識を高めていかなければいけないというふうに考えておるわけでありまして。今、国外に目をむけますと、中国四川省の地震、或は、ミャンマーサイクロン等の自然環境が大きく崩壊をしておるといふうなことで大惨事が起きている時世でもありますし又、

がありましたので、お手許に配布いたしておきましたから、ご了承願います、次に、報告第4号、町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、又報告第5号 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成20年2月分乃至平成20年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布致しておきましたから合わせてご了承願います。

以上で、諸報告は終了です。

議長(小林一則君)次に、日程第4 . 議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第36号、玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。健康保険法等の一部を改正する法律が施行され『診療報酬の算定方法』が平成20年4月1日に改定されること、又、『老人保健法』が『高齢者の医療の確保に関する法律』に改正されたことに伴い、条例改正を行う必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。ご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明を致します。

議長(小林一則君)病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長(田間宏紀君)それでは、議案第36号の説明をさせていただきます。専決処分で行いました玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。今回の条例改正につきましては、2年に1回実施されます診療報酬の算定方法が厚生労働省告示により、全面改正され平成20年4月1日に施行されたこと。又老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴いまして、条例改正が必要になり専決処分を行ったものでございます。議案書資料新旧対照表をお願い申し上げます。改定内容でございますが第9条第2項を頂ごと全面改正するものでございます。老人保健法の規定によります診療報酬の算定方法、基準が示されている厚生労働省告示が廃止され、新たに診療報酬が改定されるものでございますので従前明示しておりました規定を、新旧対象表のアンダーラインにありますとおり診療報酬の算定方法、及び入院時食事療養費にかかる食事療養及び、入院時生活療養費にかかる生活療養の費用の額の算定に関する基準その他法令等により定められた算定方法、診療報酬の算定方法等に基づき算

定した額というふうに改めたものでございます。又同時に、地方消費税を追加したものでございます。この改正条例の施行期日につきましては、厚生労働省改正告示施行日と同日の附則にて平成 20 年 4 月 1 日から施行したものでございます。以上簡単でございますが議案補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑・討論・採決を行います。それでは議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

発言を許します。5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）この改定によりまして入院患者負担は、増えるものと思いますが、どのような増え方をするのかお伺いしたいと思います。この食事療養費及び入院時生活療養費にかかる生活療養の費用、というふうに書かれておりますが、これは病院の診療報酬にかかる分だけなのか、それとも患者負担は増えないのか、増えるのか、増えるのだったら 1 日当たりどのような増え方をするのか、お伺いを致します。

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）今回の改正につきましては、入院時食事療養費食事療養並びに、入院時生活療養費にかかる生活療養というような形で今まで法上のものを新たにこのような形で、明記したものでございまして今回の診療報酬の改定に伴いまして食事療養又生活療養費が、アップするものではございません。診療報酬全体といたしましては、改定率といたしまして 0.82%の減、診療報酬の本体部分におきましては 0.38%の増、薬価部分におきまして 1.2%の減というふうな改定の内容でございまして当医院におきます入院関係でございますが、療養病床の算定の基本料等につきましては、全体的に診療報酬等が下がっておるとというのが現状でございます。個々の患者さまの状態によりまして入院基本料の区分がございましてすべてにおいて点数が違っておりますので、個々の資格というものがつかめないのが現状でございます。全体としては療養病床の点数につきましても下がっておるとというのが現状ということでご理解賜りたいと思います。

議長（小林一則君）5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）聞きまちがいでしたら訂正をいただきたいのですが全体としては 0.82%ということは 0.18%診療報酬は下がるという意味でしょうか。そうするとそれは点数ということで表わされてくるのだと思いますが、点数が下がるということは患者負担も下がるということなんですか。お伺いします。それから後、言われました療養型の場合にも下がるといわれ

ましたが、先の場合には一般病床の一般入院の場合の話であったのかそれとも、トータルした玉城町の町立病院のものであったのかこの点をお伺いいたします。

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）診療報酬の改定全体薬価診療報酬とすべて含めまして、今回の改正に伴いましてマイナスの0.82%の減ということでございます。薬価部分だけをとらえますとマイナスの1.2減、診療報酬本体部分医療機関等の部分でございます。これにかかります部分につきましては、0.38%増というふうな内容でございます。ですので薬等含めます医療費、患者負担の部分で行きますと、診療報酬で示されています0.82若干ではありますが下がるといふような内容でございます。先程私説明をさせていただきました療養病床の入院基本料というふうな内容でございます。玉城病院におきましては一般病棟20床、療養病棟30床ということで、今申し上げました30床部分の療養病棟にかかります入院基本料が、下がるというふうなご説明をさせていただきました。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）ここで伺うのが順当なのかどうかと思うのですが、この診療報酬というのは、病院での収入の部分でございますのでこれが0.82%約1%と下がるということはこれは非常にひびくのではないかと思います。議員といたしましては住民の立場で考えますと患者負担は少なく、病院の運営は少しでも運営がしやすいようなそんな方向になれば、いいなと厚労省はそういうことに心砕いてほしいと思いますが、今のお話を聞いておりますと、折角町民の皆さんが建てましたこの病院の運営が非常に大変なことになるのではないかと思います。この点につきましてはどのような手当てを考えておられるのかお伺いしておきたいと思っております。

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）診療報酬の改定もご存知のとおり2年に1回行われます改定がございまして、ここ最近の改定を見ますと2年程前の先ほど言いました療養病床の改定、非常に厳しくなっております医療部分に関します算定等につきましては、全体的に見ましても検査部分につきましては又、入院部分につきましても点数的には下がってきておるといのが、現状でございます。玉城病院の運営といたしましては、やはり国民健康保険病院といたしまして地域包括医療ということで健康づくり、又予防医療というふうな部分にも力を入れてこの平成20年におきましては、基本健康診査が特定検診というふうなことに大きく制度改正がされる。このようなことも合

わせまして当院といたしましてはそういう部分にも町の生活福祉課と連携をとりながら予防医療、健康づくり事業というふうな部分にも力を入れていきたいと考えているところでございます。

議長(小林一則君) 他に質疑ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

議長(小林一則君) 次に、日程第5・議案第37号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日、国会において可決成立し、同日公布、施行されることになりました。これにより、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。ご審議のうえご承認賜われますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明を致させます。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) それでは、議案第37号 専決処分致しました町税条例の一部改正につきまして補足の説明を申し上げます。

それでは、条例改正の要旨につきまして議案第37号資料2に基づきご説明申し上げます。尚、この中で条文整理とありますものは地方税法、所得税法、租税特別措置法などの法律の一部改正により条項等がずれたことにより町税条例を改正するものでありますので、説明を省略させていただきたいと思っております。又、改正の詳細につきましては、お手元に配布いたしました資料の新旧対照表をご高覧頂きたいと思っております。ここで、新旧対照表の中で、1

点ご訂正をお願い申し上げたいと思います。ページが入っておりませんので誠に申し訳ございませんが、2枚目の裏側になりますところの、上部右で年額5円と表しておりますが、これにつきましては5万円の誤りでありますのでご訂正をお願いいたします。それでは今回の町税条例の一部改正につきましては、改正事項も多く施行期日につきましても条文により多岐にわたっておりますので4月30日施行分につきましてのみ専決処分をさせていただいたところであります。他の施行期日のものにつきましては、議案第42号でご審議賜りたいと思いますのでよろしくお願い致します。それでは、議案37号資料2をご覧いただきたいと思います。まず条例23条第1項の改正であります。町税の納税義務者等について人格のない社団等で収益事業を行わないものにつきましては非課税とさせていただく改正であります。人格のない社団等ということで資料の方に掲げておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして条例第31条の改正では、法人等の均等割りの税率であります。均等割りの区分表を整理するもので、公益法人改革に伴いまして法人町民税の均等割りの区分を整理するものであります。改正後の1から9号は改正前と比べますと逆に規定をされたものとなっております。続いて条例第54条第5項、7項の改正では固定資産税の納税義務者に関係する改正で独立行政法人緑資源機構法が廃止され同機構が解散されると共にその業務の一部を独立行政法人森林総合研究所が継承することによる条文整備を行ったものでございます。次に、条例附則第7条の3第3項の改正であります。個人町民税の住宅新築資金等特別税額控除の関係で、住宅ローン特別税額控除の申告手続き等に係る規定の整備を行ったもので、住宅ローン控除の申告期間の延長を定めたものでございます。次に条例附則第10条の2第1項から第6項の改定であります。地方税法の改正に伴いましてこの1項から6項の条文の整備を地方税法付則第15条の9第9項の改正に伴いまして省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置の創設による附則第10条の2第7項が新設されたものでございます。この内容は説明資料記載のとおりであります。主旨は地球温暖化をはじめとする環境問題への内容として二酸化炭素排出量を削減するなどであり、家庭部門での省エネ促進をしようとするものであります。期間は平成22年3月31日までに実施した省エネ改修工事に対し翌年度分に限り当該住宅に係る固定資産税の3分の1を減額するものであります。次に、条例附則第20条の改正で、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例をうたっておりますが、譲渡益に係る2分の1を圧縮する特例を廃止するものであります。以上、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑、討論、採決を行ないます。

それでは、議案第37号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 省エネに関わりまして、住宅等の減税が行われるということはいいことだと思っておりますが、平成22年3月31日までに建てられた場合に3分の1の減額と言われたのでしょうか。それから、この説明が37号資料ここに上げられているといわれたのでしょうか。その辺が分かりにくかったものですから、一般の方々に関わる場所につきましては、どういうところが有利だということの改正があった。又、企業にとってはどうか。それから株等の証券の関係についてどうなのかそういったことでお話を伺っておくといいなと思っております。この後にでてくるのかと思っておりますが損失があった場合に、5年とか7年とか企業の減税になるということがありますが、この中には出てこないのですか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 先程の減額の3分の2はどうかというご質問にお答えさせていただきますが、改修が行われた翌年度課税固定資産となるわけでございますが、その際翌年度に限り3分の1減額をする。ということになっております。それと省エネの記載条項はどこかということでございますが、議案第37号資料2ということで、2枚だけの資料を配布させていただいておりますが、これの2ページの下段から3ページの上段条例附則第10条第2項から第6項及び第7項創設ということで上げさせていただいております。ここの3ページの上段のところを記載させていただいております。これにつきましてはあくまでも個人の住宅ということで減額をするということでありますので、企業がどうかということにはなりませんけれども個人の住宅もしくは個人が住まいとするアパート、こういったところの改修につきまして減額措置があるということでございます。そして先ほどの企業うんぬんというお話もございましたが、これにつきましては次の42号に上がってまいります。通常3年間減額措置があるというか、損失を献上するということになっておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

議長(小林一則君) 他に質疑ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（小林一則君）次に、日程第6・議案第38号 専決処分の承認を求め
ることについてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第38号 平成20年度玉城町住宅新築資金等貸付
事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまし
て、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成19年度会計の償還収入に2千967万7千円の歳
入不足が生じたため、平成20年度会計から繰り上げ充用により補填しなけ
ればならない必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが
明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を
したものでございます。ご審議のうえご承認賜われますようお願いを申しあ
げます。なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明を致させます。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）それでは議案第38号 玉城町住宅新築資金等
貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についての補足説明
を申し上げます。今回の補正は平成19年度会計の償還収入に2千967万7
千円の不足が生じたため、平成20年度会計から繰り上げ充用により補填しよ
うとするものであります。補正予算書の7ページをご覧くださいと思います。
収入款4、諸収入目1、住宅新築資金等貸付金元利収入、節、滞納繰越
分につきましては2千967万7千円を計上致したものであります。本案につき
ましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明
らかであるということから、平成20年5月30日に専決処分をさせていただきました。
貸付金の回収状況の概要を少し説明申し上げます。毎年発生する
償還金につきましては、回収率も向上してきており毎年の未収額は最近5年
間では半減してきております。平成19年度現年度の未収金額は118万7千
191円で前年に比べ3,2%減少しております。しかし返済能力の乏しい方も
多くそういった状況の中で過年度の回収率は、横ばい傾向にありますので引
き続き更なる回収率の向上と貸付金の目的返済の義務につきまして理解をし
ていただくよう努力をしてまいりたいと思っております。今後とも課員一丸
となって町税関係の滞納処分と歩調を合わせながら回収に努めていきたいと

考えておるところでございます。何とぞご理解を賜りご審議いただきますようよろしくお願いを致します。以上で補足の説明とさせていただきます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第38号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）これは本当に、県が行いました同和行政のこの歪みをもろに受けた各市町が、大変な苦勞をしているところであります。格別三重県政は全国の中でもひどい今だに同和教育、同和行政に偏っているというその在り方の中に問題が出ております。その一環としてここに住宅新築資金の未収という事態が起こっているわけです。今も担当課長から努力をしているということで、お伺いをしているところでありますが、これは町長として今後一体どの様にするつもりなのか。全部回収する見込みはほとんどないと思っております。それは先ほど松田課長からも言われましたように、財政的に非常に困難なお家もありますと、そういった場合になんらかの対応を考えているのか、真面目に一生懸命に困難を乗り越えて支払って見える方については一体どういうことやと、というような思いが重なってくるのではないかと思いますので、この際町長からのお話を伺っておきたいと思っております。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）この住宅資金と貸付事業の制度は、長い歴史がありましてそれぞれのいろんな住民の皆さん方の今までの思いが時限立法として同和对策特別措置法というものが制定されているんな施作が講じられてきたという経過の中で、それぞれいろんな住宅貸付、或は宅地取得、改修等々の事業が行われてきて現在に至っております。それぞれの貸し付け事業の中につきましても償還計画に基づいてきちっと償還をしていただいております方、或はまた、いろんな事情によって償還をして頂いておられない方もあるわけでありまして、自治体によりましては、大変膨大な金額の滞納があるという自治体もあるわけでありまして、いろんな制度の中でこうした問題が起こってきてそれぞれにいろんな事情なりあるいは該当の方のご意見の食い違いというふうなものがあるようであります。従ってこの法律につきましましては、直ちに玉城町としてこのことについて特別に手当てをしようというふうな考え方は持ち合わせておりません。精一杯の担当としてのさらなる回収についての努力を報じていくように指導してまいりたい。以上です。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）今年は、毎年ですが議会を招集する暇がないということですが、来年はこういうことはありうるのですか、どうですか。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）来年も、ありうるのかというご質問であります
が、現状といたしましてはありうるということでお願いいたします。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）そうなりますと、議会の招集する暇がないということは
該当せんので今後この件につきましては十分検討してください。

議長（小林一則君）7番 小林豊君

7番（小林豊君）この会計償還は、償還して頂くまでこの会計は残すという
考え方でよろしいのでしょうか。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）これにつきましては、平成33年まであるわけ
ありますが、この中でどこかの時点で町としての考え方は精査をしていかな
ければならないというふうに考えております。

議長（小林一則君）7番 小林豊君

7番（小林豊）どっかの時点で町としての考え方というのは、具体的にどんな
ふうな方向性をもっておられるのか、先ほどの町長の答弁ですと返済を願う
というような答弁でしたが、ちょっと課長の意見と食い違っているような感
じがするのですが、その点につきまして町長如何でしょうか。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）先程も申し上げましたように、全国的にこの問題が発生
をしておるわけでありまして、特に町村会なり、関係する近隣自治体と合わ
せて、この制度自体の問題の解決のために県、及び国に精力的に働きかけて
いかななくてはいかんというふうに、このことにこれから努力したいと思いま
す。以上です。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）最終年度を迎えるわけですが、その場合この保証人はど
うするのか。保証人も責任を持ってもらって納めてもらう処置をするべきと
思いますがその点につきましてどうですか。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）当初借り入れの段階で、保証人の方につきまし
て、私もその当時担当しておりませんので詳しくわかりませんが、お互いに
保証人になりあいにしておるといった状況でありますので、両方の方が滞っ
ておるとい状況でありますので、非常に保証人の方からの徴収は難しいと
いうことでご理解いただきたいと思います。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）そういうことがあるので途中で契約内容を変えたと思い

ます。保証人に責任を持ってもらうために変えたからには、そういう方には当然責任を持ってもらえることができると思いますので十分調査しておいてください。

議長（小林一則君）他に質疑ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）議長は下を向いて文章を読み始めると、言葉を発して議長と言いながら挙手を致しておりまして、気がつかないという事態が起こりますその際には、局長がきちっと前を向いてその作用をして頂きたいということを、まずお願いをいたしまして反対討論に移ります。

この只今問題になっております同和行政にかかわる住宅新築資金貸付事業の関係でございますが、これは職員の皆さんは例年本当にご苦勞頂いていると思っております。けれども先ほども質疑に中でも申し上げましたけれども、これは大きく三重県政のゆがんだ同和行政の中に発生した事柄である。言い換えますと同和予算は、借りたら後は返さなくていいんだというそういう間違った情報を流されたということが一つはございます。これは非常に問題があります。これは県がおこないました進学にかかわりますところの貸付金これを1円も徴収しないというやり方で、今も県民の皆さんの税金で償還をするということが行われています。こういったことから何で玉城町だけが、そういうことをやるのや、というふうに玉城町の関係の方々からはそういうふうに思われてこんなところで職員の方はご苦勞が多かったと思えます。これまでも丁寧にご説明を頂いて徴収を少しずつ頂いているこのご努力は認めます。けれども先ほども他の議員さんからも言われましたけれども、毎年同じような事態が起こっておりますのに、5月に会計が閉鎖致します、そうしましたら専決処分ではなく議会を開くということでの、それまで閉鎖するまでの事態は分かってまいりますので、議会を招集し議会に対してご審議をかけていただくこのことが大切ではないかとこのように思っております。そして、もう1点は町長ようやく県或は国に対しての行動を起こしますと言っていたいただきましたけれども、これもずいぶん以前から私、国の責任、県の責任これを問うべきと、玉城町の職員の皆さんがこんな苦勞をすることははないのかとこのように思っておりますして申し上げてきたところであります。いろんな問題点を含んでおりますが、この際にはこのゆがんだ県の同和行政の生み出したことを重く見て反対討論を致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

議長(小林一則君)次に、日程第7・議案第39号 専決処分の承認を求め
ることについてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第39号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会
計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理
由を申し上げます。

本案は、平成19年度会計の歳入歳出差し引きに1千958万524円の不足が
生じたため、平成20年度会計から繰り上げ充用により補填する必要が生じま
したが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方
自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。補
填財源といたしましては、保険料の増額補正によるものですが、議案第48
号で上程いたしております玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
において詳細を精査するものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜わ
りますようお願いを申し上げます補足は省略いたします。

議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第39号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行
います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)19年度予算におきまして不足が生じたからという
ことなんでございますが、1千958万円県内の7市町でございましたでしょ
うか。19年度におきまして法定外に一般会計から繰り入れをしているとい
う市町がございました。近いところでは南伊勢町・度会町がございました。と
ころが玉城町はずーとこれまで、一般会計からの法定外繰入を致した事がな
いわけです。それは基金が沢山あったということから基金を取り崩した後に、
一般会計から繰り入れるそういう方式にするというお話で、推移をしてきた
ところでございます。けれどもここにまいりまして町長さんが代わられまし
たらこれは繰り上げ充用で、20年度予算から入れるというようなお話ですと
これはちょっと問題があるのではないかとこのように思うわけです。一般会

計からの繰入、これについても考える時ではないかと思っております。あとの審議の中でもそれは必要な議論になると思いますが、この際何でこの金額を他市では行っている市町では近隣でも行っているのにもかかわらずこれが一般会計からできなかったのか、一般会計は赤字で締めなければならんような状態になっていたのか。そのために一般会計から繰り入れができなかったのかどうなのか、その点も含めながらこの繰り上げ充用について説明を再度お願いしたいと思っております。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）提案説明でも申し上げまして、ご質問も頂いておりますように議案第48号におきましてのご審議を賜りたいと思っております。国民保険制度の中での国保運営ということでもありますから、それぞれが相互共済所謂、拠出金を出して負担と受益というふうな中での運営をしていく保険制度でありますから、それぞれ健康保険或は政府管掌、或は各種共済保険等あるわけでありましてそうしたところ等の公平性を確保する観点から、国保事業について現在のところ法定外での繰り出し、所謂一般会計からの繰り出しは考えておらないということでもあります。以上です。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）そうすると四日市市では何億という金額の一般会計繰入法定外繰入をやっておるとか、或は南伊勢町で5千万程度でしたかと思っておりますが、20年度は又1億近い法定外支出をすることでこの国保を支えるということをするわけですが、それは間違ったやり方ということを今町長は説明をされたのかなと思うわけですが、国保だけ特別といわれましたが国保に入らずして一生を過ごされるという方の例というのは非常に少ないと思っております。会社の健康保険に入っている中で若くしてお亡くなりになった方こういった方は確かに国保には、将来未来に入るということはないと思っております。けれども町内の皆さんほとんどの方が国保にはいずれ加入されるということから考えれば、又、大変生活状況も低い状態になってからの入る保険であるというそういう弱い立場の保険であります。そういったことから一般会計からの繰り入れということが各地域でなされているわけあります。全国的に見まして、県としてこの法定外の繰り入れをするという県が大多数で三重県はその中でも数少ないほとんど法定外繰入をしていないという、三重県の異常さその中であって玉城町辻村町長もそれに倣っているのかなというふうに見受けられるわけですが、この議論は又後のところでしっかりとやっていきたいと思っておりますので、非常に考え方として問題があると思っておりますので、なんか話を聞いてみますとあの郵政で頑張られたあの地層のような何回聞かしてもらってもおんなじ言葉しか出てこないというようなテーブ

レコーダーのような感じではあまりにも住民の皆さんが聞いて辛いなと思うので申し上げました。今後のまた質問致しますのでよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決いたします

本案は原案の通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります、よって本案は原案の通り承認されました。

議長（小林一則君）次に、日程第8．議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第40号 平成20年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、支払基金交付金、国庫負担金の交付不足のため、平成19年度会計に生じた歳入不足を平成20年度会計からの繰上げ充用によって補填する必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。歳入におきましては、交付不足となった支払基金交付金、678万8千円、国庫負担金、2千213万9千円、県負担金、416万6千円の増額、歳出におきましては、前年度繰上充用金、3千298万円、過年度償還金として11万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ、3千309万3千円の増額補正とするものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、補足は省略致します。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑・討論・採決を行います。

それでは議案第40号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)交付不足という意味はどういうことなのでしょうか。

後ほどお金はまいますということなんですか。伺っておきます。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）そのとおりでございます。歳入の方に7ページをご覧いただきますと支払基金交付金並びに国庫支出金又、県支出金におきましてそれぞれの過年度収納ということで、今回の19年度の医療費の負担分の不足した分については翌年度会計へ入っていくということです。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決いたします

本案は原案の通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります、よって本案は原案の通り承認されました。

議長（小林一則君）ここで、10分間休憩致します。

（午前10時 5分 休憩）

（午前10時17分 再開）

議長（小林一則君）再開致します。休憩前に引き続き本会議を続けます。

次に、日程第9 議案第41号、玉城町敬老祝金支給条例の制定についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第41号、玉城町敬老祝金支給条例の制定について提案理由を申し上げます。今回の条例の制定は、従前の「玉城町敬老年金支給条例」を廃止し、新らしく75歳から5歳ごとの節目に『敬老祝金』として支給するものです。又今回、所得制限を撤廃し、高齢者の方、全員に支給するよう見直しを行ったものであります。なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは議案第41号 玉城町敬老祝金支給条例の制定について補足説明を致します。提出させていただいております玉城町

条例第13号条例案をご覧ください。今回の改正は、従前の毎年お支払いをする年金という形から5歳刻みの節目に支給する祝い金として制度を改正したものでございます。対象者につきましては第2条にございますように、毎年9月にその年の8月31日現在において玉城町住民基本台帳に登録される方に対して75歳の方、80歳の方、85歳の方、90歳の方、95歳の方、100歳の方に毎年9月1日から月末までの間に支給をするということでございます。祝い金の額につきましては第4条になります。75歳の方と80歳の方につきましては1万円、85歳の方と90歳の方につきましては2万円、99歳の方につきましては3万円、100歳の方につきましては5万円ということになります。又従前の年金制度には所得制限というものがございましたが、今回は所得制限を撤廃致しまして該当者の方全員にこの節目節目の方全員に支給をするというふうに改正したものでございます。合わせまして従前の施行規則附則の2です。玉城町の従前の敬老年金支給条例は、この条例制定を持って廃止するという事です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第10・議案第42号、町税条例の一部を改正について乃至日程第14・議案第46号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明求めます。

町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第42号 町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。

本条例は地方税法等の一部を改正する法律が4月30日国会において可決成立し、4月30日公布、施行されましたことにより、議案第37号で専決処分をお願いしたところでありますが、施行期日が本年7月以降となっているものについて、今回ご提案申し上げるものです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明致させます。

次に、議案第43号 玉城町福祉年金支給条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の条例の一部改正は、先の『玉城町敬老祝金支給条例』の制定を受けて、条文の整理を行ったものであります。これまで通り、この条例に基づく『福祉年金』の支給に変更はありません。尚補足説明は省略させて頂ききます。

次に、議案第44号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条

例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、有田地区に建設を予定しております『放課後児童クラブ』の名称を「いなほの郷(さと)児童クラブ」と致したく提案するものであります。又、所在地は、有田小学校敷地内と致しております。補足は省略させていただきます。

次に、議案第45号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今般、根拠となります法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の対象者を合理的なものとし、同責任共済制度の一層の適正化を図るため、条例改正をいたすものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
補足は省略させていただきます。

次に、議案第46号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今般、根拠となります法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、当町消防団員等の処遇改善を図るため、条例改正を致すものであります。補足は省略いたします。以上よろしくお願いを申しあげます。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) それでは、議案第42号 町税条例の一部改正につきまして補足の説明を申しあげます。それでは、改正の要旨につきまして議案第42号資料2に基づきましてご説明申し上げます。尚この中で条文整理、頂ずれ整備とありますものにつきましては地方税法、法人税法、租税特別措置法などの法律の一部改正により条項等がずれたことによる町税条例を改正するものでありますので、説明を省略させていただきます。又、改正の詳細につきましては、お手元に配布いたしました議案補足資料の1ページから34ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。尚今回の町税条例の一部改正につきましては、専決処分致しました4月30日施行分以外で条例制定をお願いするものであります。しかし、所得税法第78条第2項第2号及び第3号の一部寄付金につきましては、県又は、近隣市町とも協調をして今後制定をしていきたいと考えておりますので、今回の改正には挙げておりませんので、ご了承賜りたいと思います。では、議案第42号 資料2をご覧いただきたいと思います。まず、条例第31条の改正であります

公益法人改革に伴い一般社団法人及び一般財団法人が法人町民税均等割りに指定されたものがあります。次に、条例第34条の2から2ページの条例36条の2までは、寄付金税額控除の創設による改正が記載されておりますので纏めて概要を説明申し上げます。対象となる寄付金は都道府県、市町村又は、特別区への寄付金又は共同募金会、日本赤十字への寄付金、県内へ事務所を有する者となっております。控除の対象限度額の改正で、現行では総所得金額の25%でありましたが、改正後は総所得金額の30%となり適用下限額は現行10万でありましたが、改正後は5千円となるものであります。2ページ上段のところの寄付金控除額の計算方法であります。寄付金額から5千円を控除し10%を乗じたものと、もう一つ特例控除がありこれが所謂ふるさと納税といわれている制度でございます。計算方法はその次の都道府県又は市区町村に対する寄付金から5千円を控除、それに90%から所得税限界税率0から40%であります。所得税のその年の個人の適用税率となるものであります。それを引きまして寄付金から5千円を引いた数を乗じて得た数、これと の寄付金控除額で得た数の合計額が住民税での税額控除額となるものであります。尚、特例控除額の増減は町県民税所得割の1割となっているものでございます。次に条例第38号から特定時の条例第47条6までは、公的年金から町県民税を特別徴収することについて記載されておりますので纏めて概要をご説明申し上げます。まず、第47条の2では1項で年金の特別徴収の対象とならないことの規定をしております。 でその年度の初日の属する1月1日以後引き続き当該町内に住所を有しない方となっております。 で老齢と年金給付の年額が18万円未満である方。又、 では当該年度の特別徴収税額が老齢と年金給付の年額を超える場合となっております。次に、3項では5ページ上段の開始年度の21年度中の普通徴収また特別徴収を表で表しており6月、8月で前年中の公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割り額の合計額の2分の1に相当する額を普通徴収で2回に分けて徴収するものであります。又、10月、12月、翌年の2月には年税額の残りの2分の1を3回に分け年税額の6分の1に相当する額を特別徴収するものとなっております。次に、5ページから6ページかけてのところで、条例第47条の5公的年金からの特別徴収で仮特別徴収税額に関する規定で4月から9月30日の間で偶数月の3回の年金から前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の3分の1づつを仮徴収し年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1の額を10月、12月、翌年の2月でそれぞれ特別徴収することとなっております。次に、条例附則の改正であります。それぞれ適用期間の延長、短縮、読み替え規定、項ずれなどによる条文整備などとなっておりますので、ご高覧頂きたいと思っております。以上何とぞよろしくご審

議のほどお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。次に、日程第15・議案第47号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第1号）乃至、日程第17・議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第47号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。今回提案申し上げます一般会計補正予算は、補正予算総額2千600万円を追加し、歳入歳出予算総額を4億2億6千600万円とするものでございます。その主な内容と致しましては、議会費で議員視察関係費用、総務費で区集会所改修事業補助金、民生費で国民健康保険繰り出し金。先にご提案申し上げた敬老祝い金、田丸保育所の耐震診断、有田地区の放課後児童クラブ建設工事費、アスベスト含有検査のほか、土木費で、地元要望に対するための修繕料、下排水路事業補助、教育費で食体験推進事業、各小中学校の遊具等の修繕料、教育振興のためのクラブ備品購入費を計上しています。また、今年度からスタートしました特定検診の受診率向上のため、諸支出金において、玉城病院の内視鏡の購入に対する繰り出し金を計上しています。財源といたしましては、前年度繰越金、地域福祉基金などを充てています。なお、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第48号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。今回提案申し上げます玉城町国民健康保険特別会計補正予算は、補正予算総額2千378万6千円を増額し、歳入歳出予算総額を12億3千954万円とするものであります。歳入の主なものといたしまして、国庫支出金、710万6千円の増、前期高齢者交付金1千223万6千円の増であります。歳出におきましては、後期高齢者支援金1千516万5千円の増、老人保健拠出金368万7千円の増、介護納付金921万円の減、諸支出金で1千371万2千円の増が主なものです。なお、詳細につきましては生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、直営診療施設整備分の事業申請を行いましたので、資本的収支につきまして支出で医療機械器具備品購入257万3千円、収入にお

きましては一般会計負担金、国保会計補助金合わせて171万5千円の補正を行うものであります。尚、収支不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。尚、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議長（小林一則君）副町長 坪井信義君

副町長（坪井信義君）議案第47号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは、議案第48号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。

本日の日程はすべて終了致しました。

明、11日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会します。ご苦労様でした。

（午前10時55分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員